

沖繩市耐震改修促進計画

平成20年11月策定

平成22年7月変更

平成29年3月変更

令和4年3月変更

沖繩市

用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとする。

また、特に定めのない場合においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに関係告示の用語の例によるものとする。

所管行政庁 （特定行政庁）	耐震改修促進法第2条第3項に掲げる長で、建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。 沖縄県内では、沖縄県知事、那覇市長、浦添市長、宜野湾市長、沖縄市長、うるま市長のことをいい、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導・助言、指示等を行うことができる。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震関係規定	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定。
住宅	一つ以上の世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造された建物。 建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用等）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わない。
耐震不明建築物	旧耐震基準による建築物のうち、地震に対する安全性が明らかでないもの。 ただし、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く）に着手し、検査済証を受けたものは該当しない。
既存耐震不適格建築物	耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条各号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物で同法施行令第6条第2項及び第7条第2項に規定する一定規模以上のもの（要安全計画記載建築物を除く）。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物のうち、同法施行令第6条第2項に規定する一定規模以上のもの。 なお、新耐震基準及び旧耐震基準は問わない。
通行障害既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路の沿道に面し、前面道路の幅員に対し一定高さ以上のもの
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条及び同法施行令附則第2条に規定する不特定多数の者が利用する大規模建築物。
防災拠点建築物 （要安全確認計画記載建築物）	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目 次

1. 基本方針	1
1. 1 目的	
1. 2 計画の位置づけ	
1. 3 基本方針	
1. 4 沖縄県における過去の地震	
1. 5 沖縄県付近における地震分布	
1. 6 想定される地震の規模、被害の状況	
1. 7 地震による揺れやすさ	
2. 耐震診断及び耐震改修の対象となる建築物	13
2. 1 耐震化の現状	
2. 2 耐震診断及び耐震改修を促進すべき建築物と目標設定	
2. 3 緊急輸送道路の指定	
3 耐震化の促進を図るための施策	19
3. 1 普及・啓発の促進及び支援	
3. 2 実施体制の整備等	
3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成	
3. 4 耐震化に係る助成及び支援	
3. 5 総合的な安全対策に対する取り組み	
3. 6 その他、耐震化を推進するための取り組み	
4. 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携	27
5. 耐震化を促進するための指導や命令等	28

1. 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から市民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断及び改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、近年では平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、その後の鳥取県西部沖地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、熊本地震など、激しい揺れを伴う地震が立て続けに発生しており、日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況下であると考えられる。また、兵庫県南部地震では、9万棟を超える住宅・建築物が被災し約6,400人を超える死者を出した。その被害者の約9割が住宅などの下敷き等により命を失ったが、その倒壊した建築物は昭和56年以前に建てられた現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「既存不適格建築物」に被害が集中した。

本市では、その歴史的、地理的背景から、開放的であるものの、必ずしも耐震性に優れていない建築物が見受けられており、本市における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震対策については、市民の生命及び財産の保護の観点から重要な課題である。

また、地震発生時における人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするため、防災拠点として活動すべき施設、避難救護に必要な施設等について耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を促進することは緊急の課題である。

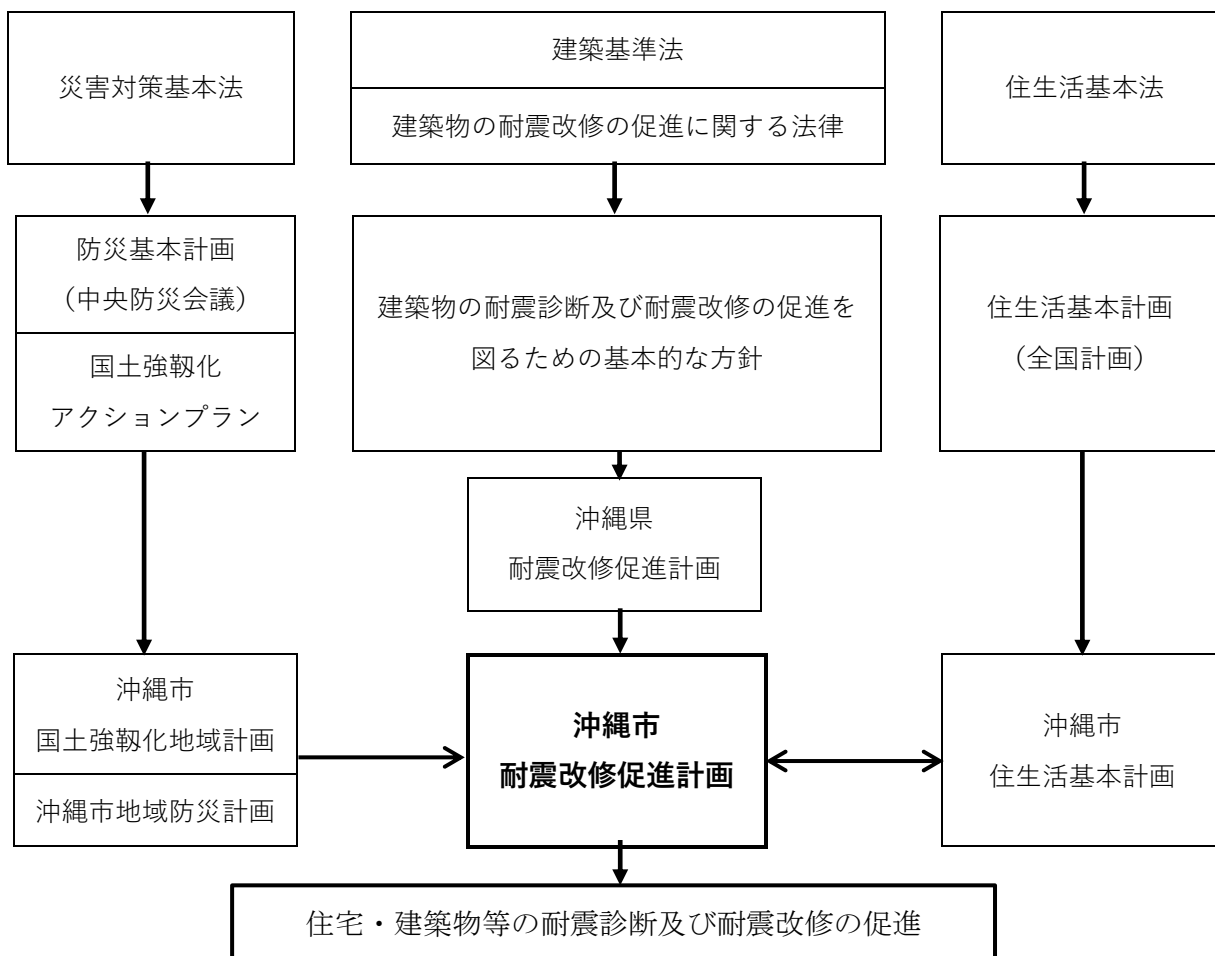
本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、「沖縄市地域防災計画（令和2年3月沖縄市防災会議）」を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）」（以下耐震改修促進法）、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成28年3月25日国土交通省告示529号）」（以下基本方針）及び「沖縄県耐震改修促進計画（令和3年10月）」に基づき、住宅・特定既存耐震不適格建築物等の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、耐震改修促進法及び基本方針に基づき国が定めた基本方針に基づき作成するものであり、沖縄市における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、具体的な耐震の目標、施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等に関する事項を定め、市内の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置付けることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。

また、策定においては、「沖縄市国土強靱化計画」及び「沖縄市地域防災計画」等に定められている防災関連施設等を踏まえるとともに、沖縄市住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



1. 3 基本方針

本市における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、沖縄市全域を対象とする。

(2) 実施方針

本計画では、市内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とし、住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に実施する。また、定期的に計画の実施状況を検証し、必要に応じて耐震化の目標や目標達成に向けた計画内容の見直しを図る。

(3) 対象とする建築物

耐震診断及び耐震改修を促進する建築物は、建築基準法等の法令の耐震関係規定に適合しない建築物を対象とする。

○住宅

直接市民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅の耐震化を促進する。

○特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に規定する施設について耐震診断及び耐震改修を促進する。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を推進するものとする。

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、宮古島から与那国島までのいわゆる先島近海の他、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近において比較的活発な地震活動が認められ、沖縄県下では、溺死者1万1千人余を出した1771年の「八重山地震津波」の他、多くの地震を経験している。

また、津波においても、先島近海を震源とする地震が基となった津波の他、1960年のチリ地震津波（死者3人、家屋全半壊137棟、橋梁破損9箇所等）等南半球の地震の影響によるものや2011年の東日本大震災によるものなど、沖縄県内では地震による揺れを観測しなかったものの、津波警報が発令され、観測されている事例も多数ある。

平成13年（2001年）から令和2年（2020年）までの20年間において、県内で震度1以上を観測した地震は1,466回あり、年平均約73回の発生となっている。

そのうちの7割は震度1だが、震度4が14回、震度5弱が3回（2004年、2010年、2018年）発生しており、近年、人命に関わる大きな地震被害の経験はないが、この地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

○沖縄県付近における主な地震被害（M：マグニチュード）

発生年月日	震源	M	震度	被害
1771/ 4/24	石垣島近海	7.4	—	死者11,861人（八重山9,313人、宮古2,548人） 家屋全壊3,229棟
1898/ 9/ 1	八重山諸島	7.0	—	石垣・宮古島で家屋半壊2戸、堤防破損1箇所、 道路損壊16箇所、
1909/ 8/29	沖縄本島近海	6.2	—	那覇・首里で死者1人、負傷者10人 家屋全半壊16棟
1911/ 6/15	奄美大島近海	8.0	6	奄美大島・喜界島で震度6、沖縄島で震度5 死者12人、負傷者26人、家屋全壊422棟
1915/ 1/ 6	石垣島北西沖	7.4	4	石垣島で石垣崩壊105か所
1926/ 6/29	沖縄本島北西沖	7.0	4	那覇市で震度4
1926/ 8/ 7	宮古島近海	7.0	4	石垣市で震度4
1938/ 6/10	宮古島北西沖	7.7	4	平良港で栈橋流失

1947/ 9/27	与那国島近海	7.4	5	死者5人（石垣島1人、西表島4人） 山崩れ、地割れ、落石
1958/ 3/11	石垣島近海	7.2	5	死者2人
1960/ 5/23	チリ津波地震	9.5	—	死者3人、負傷者2人、家屋全壊28戸 橋梁破損9箇所、道路決壊11箇所
1966/ 3/13	与那国島近海	7.8	5	死者2人 家屋被害4棟、石垣崩壊23か所
1992/10/14～ 1993/ 5/17	西表島近海	5.0	5	総計1,336回の有感地震を観測
1998/ 5/ 4	石垣島南方沖	7.7	3	与那国島・石垣島・宮古島などで震度3を観測
2000/11/14	西表島付近	4.9	5弱	西表島で震度5弱を観測
2004/10/15	与那国島近海	6.6	5弱	与那国島で震度5弱を観測
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	5弱	糸満市で震度5弱を観測
2011/11/ 8	沖縄本島北西 沖	7.0	4	沖縄本島及び周辺離島で最大震度4を観測
2015/ 4/20	与那国島近海	6.8	4	与那国島で震度4を観測

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）及び
「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

○沖縄県で警報が発令された地震津波（M：マグニチュード）

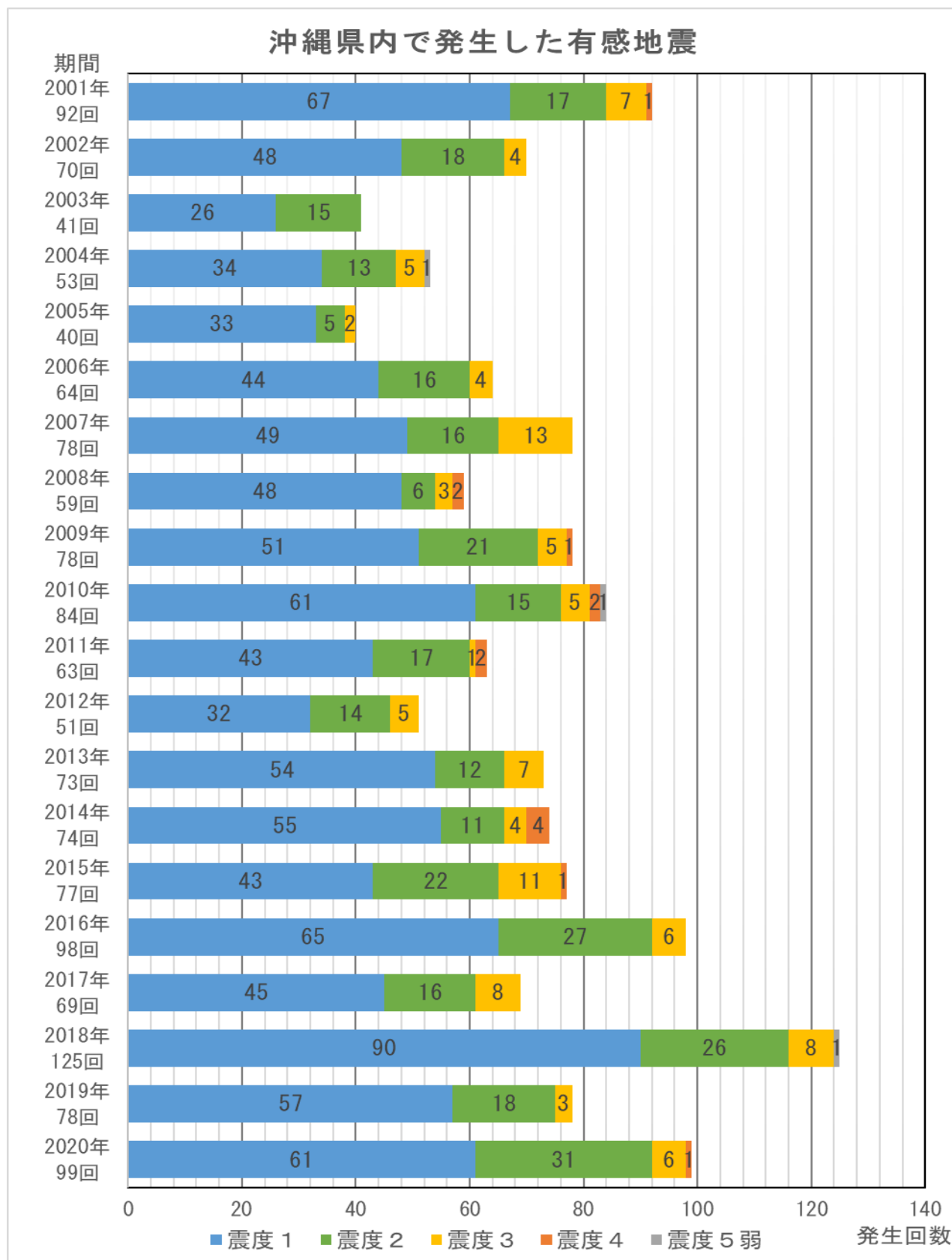
発生年月日	震央地名	M	警報発令地域	最大津波高さ
2001/12/18	与那国島近海	7.3	宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/26	石垣島南方沖	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2002/ 3/31	台湾付近	7.0	沖縄本島、宮古島、八重山	10cm
2007/ 4/20	宮古島北西沖	6.7	宮古島、八重山	—
2007/ 8/16	ペルー沿岸	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島	15cm
2007/ 8/16	ニューギニア付近	7.5	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	12cm
2009/ 1/ 4	石垣島近海	6.7	宮古島、八重山	—
2009/ 8/17	石垣島近海	6.6	宮古島、八重山	—

2009/ 8/17	サモア諸島	8.1	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	7 cm
2009/ 9/30	石垣島近海	6.5	宮古島、八重山	—
2010/ 2/27	沖縄本島近海	7.2	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2010/ 2/27	チリ中部沿岸	8.5	沖縄本島、大東島	34cm
2010/ 3/11	東日本大震災	9.0	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	65cm
2012/ 8/31	フィリピン諸島	7.6	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	6 cm
2013/ 2/ 6	サンタクルーズ諸島	7.9	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	9 cm
2014/ 4/ 2	チリ北部沿岸	8.1	沖縄本島	8 cm
2015/ 4 20	与那国島近海	6.8	沖縄本島、宮古島、八重山	—
2015/ 5/ 3	鳥島近海	5.9	大東島	3 cm
2015/ 9/17	チリ中部沿岸	8.3	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	13cm
2015/11/14	薩摩半島西方沖	7.1	沖縄本島	—

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）及び
「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

○2001年以降沖縄県内で発生した有感地震

単位：回



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

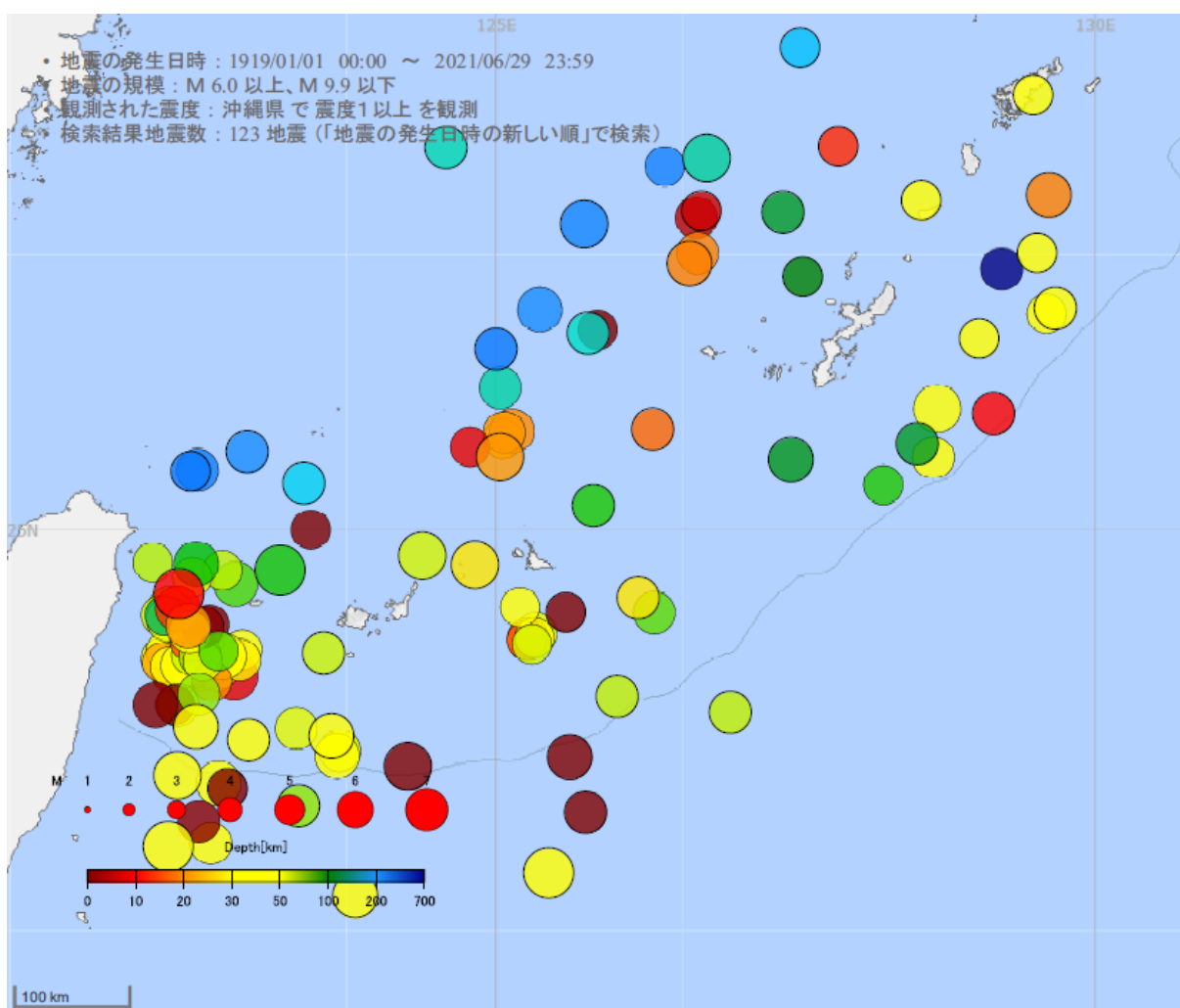
1. 5 沖縄県付近の地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県周辺では、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などにおいてマグニチュード6以上の規模の比較的大きな地震が発生している。

特に平成13年（2001年）から令和2年（2020年）までの20年間において計44回と年平均2回程度発生していることから、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置（マグニチュード6以上）



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予想されている。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、沖縄県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から海溝型や内陸型等25の想定地震を設定し、それぞれの地震における県内各地の被害分布状況を予測している。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、沖縄県に大きな被害をもたらす可能性があるものを設定している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（M:マグニチュード）

想定地震	タイプ	M	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査 （平成21年 度）より
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）	
石川－具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）	
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（7）	
西田川－セナイ滝	内陸型	7.0	西表島において震度が強い（7）	
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成23・24 年度津波・ 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
石垣島南方沖地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い（6強）	
与那国島北方沖地震	海溝型	8.1	与那国島において震度が強い（6強）	
石垣島北方沖地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）	
多良間島北方沖地震	海溝型	8.1	多良間島において震度が強い（6強）	
宮古島北方沖地震	海溝型	8.1	宮古島において震度が強い（6強）	
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）	

沖縄本島南東沖地震3連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い(6強)	
八重山諸島南方沖地震3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い(6強)	平成25年 度に新規 設定
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い(6強)	
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い(6強)	
一律地震動による地震	直下型	6.9	沖縄県内全域において震度が強い(6弱)	前回調査

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

○地震・津波被害量予測一覧

注：(津波)の欄は全体数のうち津波が占める被害数。

想定地震	死者[人] (津波)	負傷者[人] (津波)	要救助者[人] (津波)	避難者(避難所内)[人]			全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	上水道 断水[人]	下水道 支障[人]	停電 [軒]	通信機能 不通[回線]	都市ガス 支障[戸]
				直後	1週間後	1ヶ月後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	7,083	5,074	17,153	35,885	22,577	13,610	30,639	242,587	204,106	59,729	36,087	22,438
伊祖断層による地震	147	7,244	4,952	17,534	38,406	19,422	13,375	32,499	290,955	217,921	51,690	37,512	27,177
石川一具志川断層系による地震	184	7,088	4,566	16,114	28,171	13,676	14,614	29,531	200,213	201,988	54,942	24,169	1,851
沖縄本島南部スラブ内地震	453	15,579	12,765	36,957	87,542	51,464	32,782	62,606	640,165	264,554	128,162	78,275	52,699
宮古島断層による地震	26	1,185	788	2,397	3,462	1,568	2,648	4,073	23,652	3,876	7,081	4,711	0
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	584 (465)	35 (4)	625	394	225	329 (140)	834 (158)	196	4,477	1,204	626	0
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	1,511 (1,354)	45 (8)	1,430	1,063	533	922 (721)	1,324 (446)	1,080	4,821	2,986	1,341	0
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	2,560 (1,929)	146 (51)	5,381	2,648	1,256	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	143,117	1,027	617	897
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	90,850 (86,192)	36,111 (33,800)	141,097	103,560	72,531	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	590,562	152,967	99,103	53,000
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	59,359 (54,675)	7,819 (5,650)	81,377	80,288	53,721	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	276,396	110,047	53,533	8,112
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	8,906 (8,774)	1,478 (1,423)	16,992	6,138	4,341	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	9,178	11,959	11,001	0
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	9,800 (9,462)	2,100 (1,921)	18,546	7,865	5,502	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	13,510	15,541	13,872	0
石垣島北方沖地震	122 (118)	1,996 (1,645)	484 (366)	4,940	1,200	678	686 (188)	2,698 (931)	882	5,839	3,580	2,478	0
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	24,805 (23,453)	27,586 (27,109)	79,118	32,781	22,675	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	542,089	42,411	39,928	53,000
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	11,995 (11,071)	1,627 (1,457)	21,632	10,092	5,559	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	195,186	13,96	6,983	1,150
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	116,415 (105,025)	47,092 (39,356)	178,501	152,397	105,539	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	629,135	223,506	137,860	53,000
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	15,213 (13,590)	2,457 (1,926)	27,117	17,970	10,233	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	183,779	23,571	19,129	2,131
沖縄本島北部スラブ内地震	182	8,529	4,240	19,008	59,258	29,048	14,791	40,291	518,909	233,564	80,778	42,664	9,924
宮古島スラブ内地震	18	1,039	585	1,987	2,811	1,263	1,995	3,958	18,276	5,269	5,872	3,906	0
石垣島スラブ内地震	17	702	397	1,383	1,166	692	1,163	2,920	412	5,219	5,909	4,180	0

出典：沖縄県地震被害想定報告書及び沖縄県地域防災計画

1. 7 地震による揺れやすさ

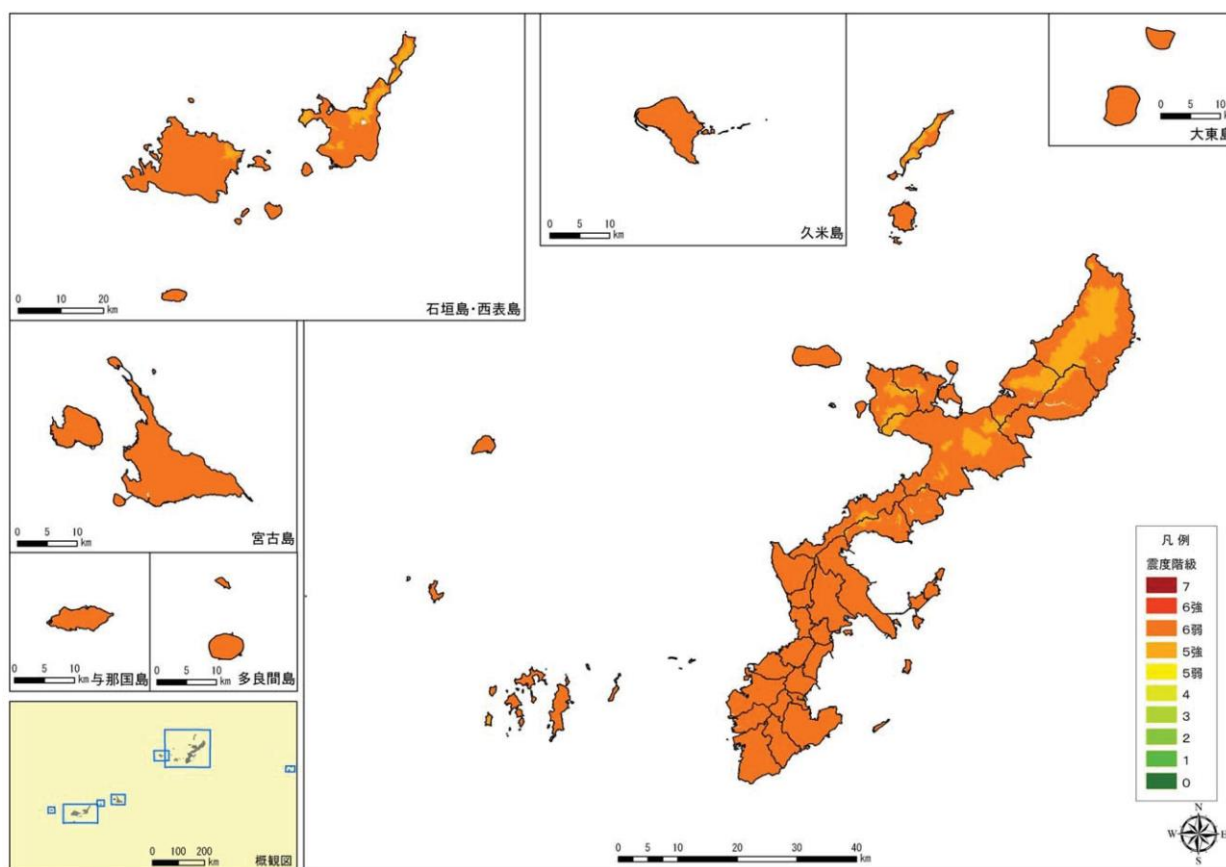
沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

地震は、海溝型地震（プレート境界型等）や内陸型地震（活断層等）当海溝型や内陸型（活断層）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりえる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

特に海岸線沿いや埋立地等で非常に揺れやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に最大で震度5強～6弱程度の強い揺れが発生することが予想されている。

○一律震度による地震の震度分布（マグニチュード6.9、上端深さ5km）



出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）

2. 耐震診断及び耐震改修の対象となる建築物

2. 1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物等であり、耐震診断及び耐震改修を行う必要がある。

平成7年1月に起きた兵庫県南部地震での建築物の被害は全壊104,906棟、半壊144,274棟を記録した。

国土交通省の報告によると、建築物の被害を占める「大破・中小破」の割合について、昭和56年以前の建築物では、65%であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約25%と被害が大幅に減少している。

これは、昭和56年における建築基準法の改正により、建築物における耐震基準の抜本的見直しが行われた結果であると推測される。

また、平成28年に発生し、震度6以上を7回、震度7を2回記録した熊本地震における建築物の被害においても、全壊8,667棟、半壊34,719棟、一部破損162,500棟を記録しているが、建築物の被害に占める「大破」の割合は、昭和56年以前の建築物では約46%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約15%と被害が大幅に減少しており、「無被害」の割合も、昭和56年以前の建築物では約5%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約31%と約6倍となっており旧耐震基準と新耐震基準による建築物の被害の差は顕著に表れている。

兵庫県南部地震を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定され、県内でも建築物の耐震化を推し進めてきたことで、建築物における耐震診断等の実施実績は徐々に増えてきているものの、耐震改修の実績は未だ少なく、除却及び建替等により耐震化が進められているのが現状となっている。

今後、耐震化率の向上を図るためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、昭和56年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、現状に応じて耐震改修や建替等を進めていくことが必要である。

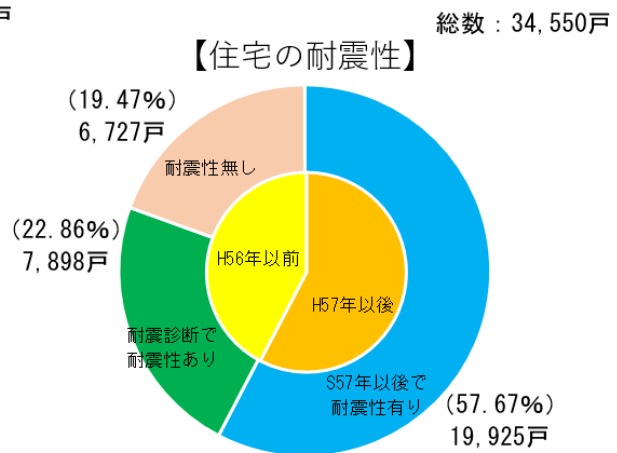
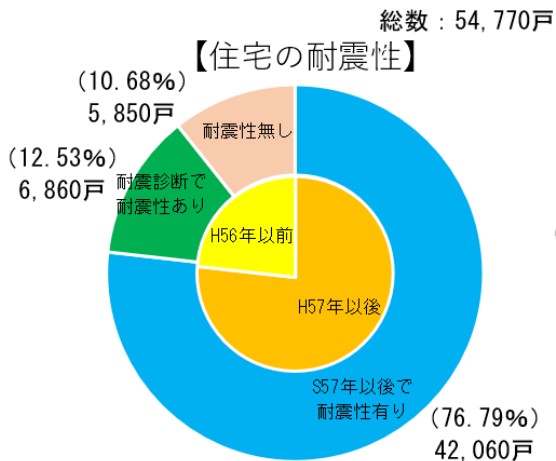
(1) 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によれば、総戸数が54,770戸あるのに対し、その内12,710戸が昭和56年以前の住宅であり、そのうち耐震診断によって耐震性なしと判断される住宅は5,850戸と推測^{*}される。よって、耐震性のある住宅は48,920戸(89.32%)と推測^{*}される。

令和元年度時点の家屋課税台帳を基に耐震化率を算定したところ、総戸数が34,550戸あるのに対し、その内14,625戸が昭和56年以前の住宅であり、そのうち耐震診断によって耐震性なしと判断される住宅は6,727戸と推測^{*}される。よって、耐震性のある住宅は27,823戸(80.53%)と推測^{*}される。

H30年住宅・土地統計調査

R1年家屋課税台帳



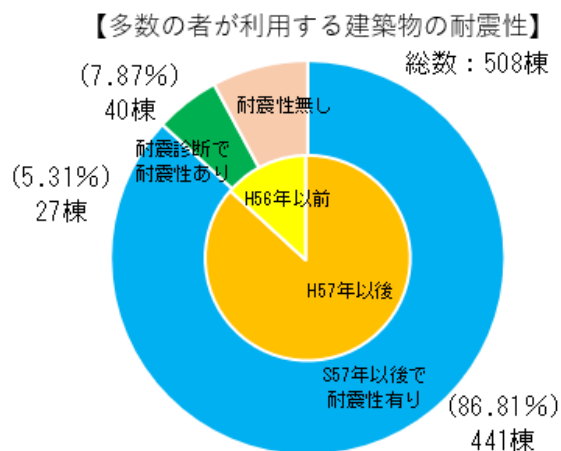
※国の耐震化率の算定方法に準じて推測

(2) 特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物）

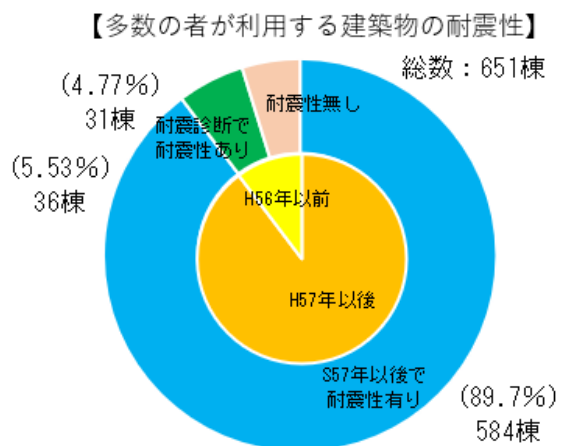
平成27年に市が行った調査によると、学校、病院、ホテルなどの耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の総数が508棟であり、その内67棟が昭和56年以前の多数の者が利用する建築物であり、そのうち耐震診断によって耐震性なしと判断される建築物は40棟と推測される。よって、耐震性のある多数の者が利用する建築物は468棟（92.13%）と推測される。

令和元年建築物調査によると、多数の者が利用する建築物の総数が651棟であり、その内67棟が昭和56年以前の多数の者が利用する建築物であり、そのうち耐震診断によって耐震性なしと判断される建築物は31棟と推測される。よって、耐震性のある多数の者が利用する建築物は620棟（95.24%）と推測される。

H27年建築物調査



R1年建築物調査



※国の耐震化率の算定方法に準じて推測

※資産税台帳等を基に調査

2. 2 耐震診断及び耐震改修を促進すべき建築物と目標設定

耐震診断及び耐震改修を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び多数の者が利用する建築物並びに市が所有する公共建築物とし耐震化の目標を設定する。

基本方針及び沖縄県耐震改修促進計画では、住宅については令和12年度までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としている。

市においても、同方針等をふまえた目標設定を行うものとする。

(1) 住宅

本市では住宅の耐震化率を現状の80.53%から令和7年度までに少なくとも92%に引き上げ、令和12年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とする。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

本市における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率について、現状は75.0%（令和3年度）となっており、今後、要緊急安全確認大規模建築物の改修を行い、令和7年度までに概ね耐震性が不十分な建築物を解消することを目標としている。

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R4.3月現在）

分類	要緊急安全確認大規模建築物	防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物)
建築物の総数	1棟	3棟
耐震性不足建築物	1棟	0棟
耐震化率	0%	100%

※現行の耐震化率については、5年を目途に検証を行うこととする。

(3) 多数の者が利用する建築物

本市では多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の95.24%から令和7年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断及び耐震改修を促進すべき建築物（R3 建築物調査）

分類	ア. 防災時の拠点となる建築物	イ. 不特定多数の者が利用する建築物	ウ. 特定多数の者が利用する建築物
用途	庁舎、警察署、消防署 幼稚園、学校、病院、社会福祉施設、体育館等	百貨店、飲食店、ホテル ・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館等	共同住宅、寄宿舍、事務所、工場等
建築物の総数	174棟	115棟	362棟
耐震性が不足している建物	8棟	10棟	15棟
現行の耐震化率	95.40%	91.30%	95.86%

※現行の耐震化率については、5年を目途に検証を行うこととする。

(3) 市有施設

市有施設のうち多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の92.86%から令和7年度までに少なくとも95%に引き上げることを耐震化率の目標とする。

2. 3 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路（緊急輸送道路）として、緊急輸送道路を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物質供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路のことであり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害直後にネットワークとして機能することが重要である。

また、平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震において、沿道建築物の倒壊によるガレキ等の路上障害物が震災後の道路輸送機能を低下させ、応急復旧対策活動に多大な影響を与えていたことから、既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路沿道に位置し、前面道路に対して一定の高さを有する建築物を通行障害既存耐震不適格建築物として指定し、重点的に耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。

○緊急輸送道路一覧（県指定）

機能区分	道路種別	路線名	区間（交差点）	延長(km)
第1次	高速道路	沖縄自動車道	那覇IC～許田IC	57.3
第1次	主要地方道	沖縄北谷線(県道23号線)	沖縄市山内～北谷国体道路入口	4.6
第1次	主要地方道	沖縄環状線(県道85号線)	沖縄市山内～比屋根	11.4
第1次	一般県道	県道20号線	沖縄市高原～上地	3.3
第1次	市町村道	沖縄市道(松本団地西側線)	沖縄市美原1丁目～美原4丁目	0.9
第1次	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区	2.1
小計（6路線）				
第2次	国道(指)	国道329号	名護市世富慶～うるま市栄野比 沖縄市高原～那覇市上間	74.4
第2次	国道(指)	国道330号	沖縄市コザ十字路～那覇市古島	20.5
第2次	主要地方道	沖縄石川線(県道75号線)	コザ十字路～うるま市東恩納村(南)交 差点	11.9
第2次	主要地方道	沖縄環状線(県道85号線)	北中城村比嘉～沖縄市比屋根	2.9
第2次	一般県道	県道24号線	沖縄市山内～沖縄市山里	0.4
第2次	一般県道	県道24号線バイパス (計画)	北谷町桑江～沖縄市山内	3.1
第2次	一般県道	県道26号線	沖縄市知花～白川	3.0
第2次	一般県道	県道36号線	沖縄市登川3丁目～うるま市喜屋武	3.0
第2次	一般県道	具志川環状線 (県道224号線)	沖縄市登川 田場交差点～うるま市赤野	2.8
第2次	一般県道	沖縄県総合運動公園線 (県道227号線)	沖縄市泡瀬4丁目～北中城村渡口	3.0

第2次	一般県道	石川池原線(県道255号線)	うるま市赤崎1丁目～沖縄市高原	5.4
第2次	市町村道	沖縄市道(胡屋18号線)	沖縄市仲宗根町～沖縄市役所入口	0.1
第2次	市町村道	沖縄市道(登川48号線)	沖縄市知花～登川2丁目	0.6
第2次	市町村道	沖縄市道 (松本団地西側線)	沖縄市松本2丁目～松本3丁目	1.0
第2次	市町村道	沖縄市道(知花52号線)	沖縄市松本3丁目～登川2丁目	0.4
第2次	市町村道	沖縄市道(登川88号線)	沖縄市登川2丁目	0.3
小計 (16路線)				
合計 (22路線)				

※上記道路は沖縄県耐震改修促進計画により指定した道路である。

※上記道路以外に市で指定した場合は追加していくものとする。

3 耐震化の促進を図るための施策

3. 1 普及・啓発の促進及び支援

市及び建築関係団体は、市民や建築物の所有者へ耐震化の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下の施策を実施する。

市及び建築関係団体は、市民や建築物の所有者に対し耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、取り組みへの支援をできる限り行う観点から、耐震化に関する各種補助制度の運用や国の支援制度等の周知を図ることで建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間での立入調査や違反建築防止週間に合わせた相談窓口の開設等の機会を通じて、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の促進に関する普及啓発や改善等の指導活動を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条に基づく定期報告を活用し、耐震化をはじめとする地震防災対策について啓発や指導をすすめていく。

(2) 耐震化に係るパンフレットの配布

建築物の所有者に対して耐震化を啓発するため、住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修に関する助成制度等の周知を目的としたパンフレットを市の建築及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口に常時備え、配布することで建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(3) 地震ハザードマップの作成・普及

地域の「地震時の揺れやすさ」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」の普及は、地震発生時における被害の見通し及び避難方法等に係る情報を県民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。現在、沖縄県における地震ハザードマップは、「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において25の想定地震により作成されている。

(4) マンション等の耐震化に係る支援策のPR

耐震改修促進法第25条に基づき、「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の過半数に緩和されることから、この特例を周知することにより、区分所有建築物の耐震改修の円滑な実施を促していく。

また平成26年6月に改正された「マンションの建替等の円滑化に関する法律」においても、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションについて、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものを対象に、許可した場合には容積率が緩和されることから、この制度を周知することにより、耐震性が不足しているマンションの耐震化を促していく。

その他、耐震化に係る沖縄振興開発金融公庫などの低利融資制度や租税特別措置法の特別償却制度の活用など、耐震化を促進するための支援策のPRに努めるものとする。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいの耐震化を図るには、増改築や省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事等と併せて耐震改修を実施することが効果的である。リフォーム事業者や業界団体と連携し、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報を周知することで、耐震化の啓発に努めるものとする。

3. 2 実施体制の整備等

市及び建築関係団体は、市民の耐震診断及び耐震改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の活用など、建築物の耐震化を促進するための実施体制の整備等を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

市民や建築物の所有者が耐震化への理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を市及び関係機関に開設する。

ア 行政相談窓口

市の建築指導担当部署に相談窓口を設置し、耐震化に関する制度等、一般的内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

建築物の耐震化に関する専門的な情報の提供や耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の紹介を行うため、(一社)沖縄県建築設計事務所協会、(公社)沖縄県建築士会、(NPO) 沖縄県建築設計サポートセンター等に設置された相談窓口の紹介を行う。

ウ 住宅相談窓口

住宅に関する耐震化の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して相談窓口の設置を図る。

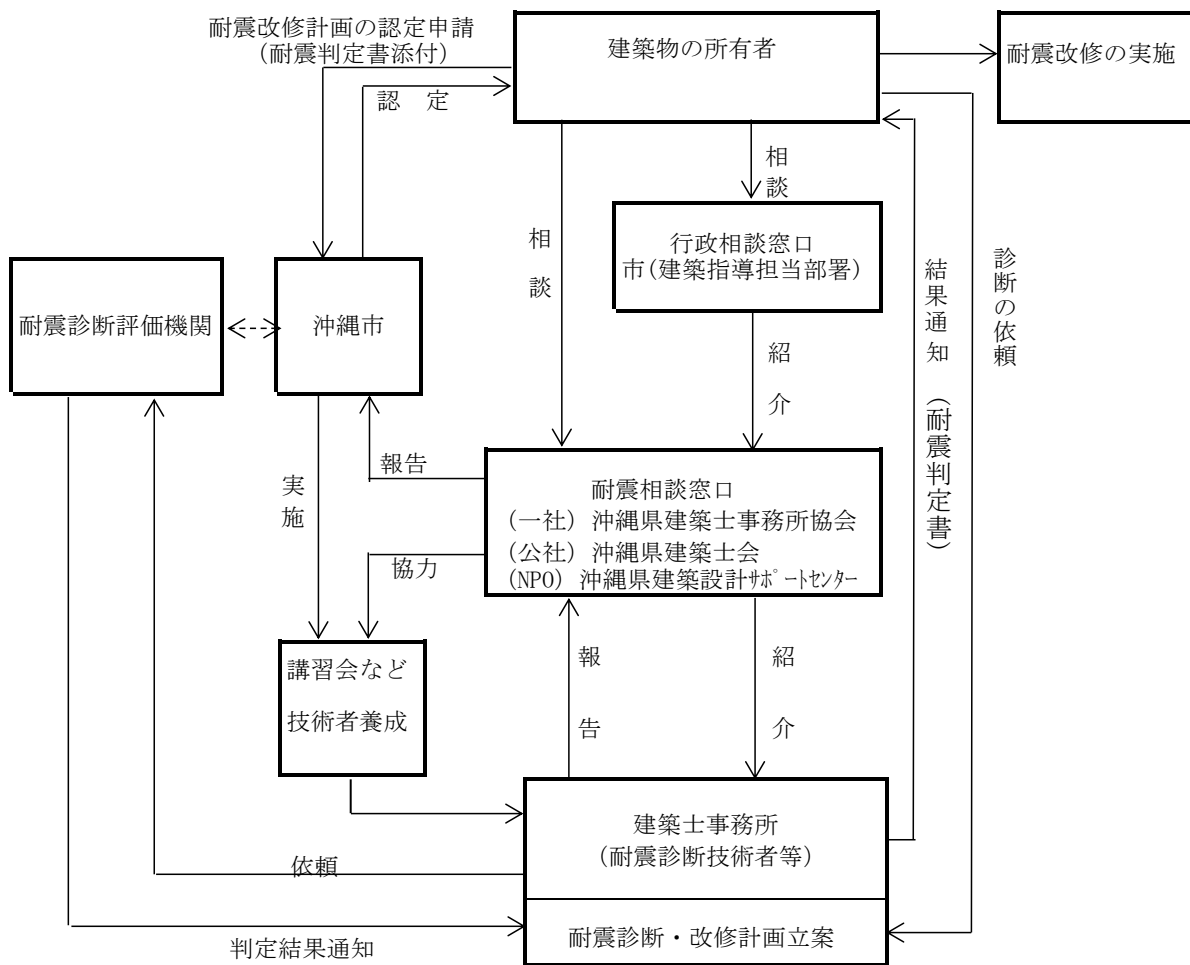
(2) 耐震診断実施機関の活用

ア. 建築士事務所等

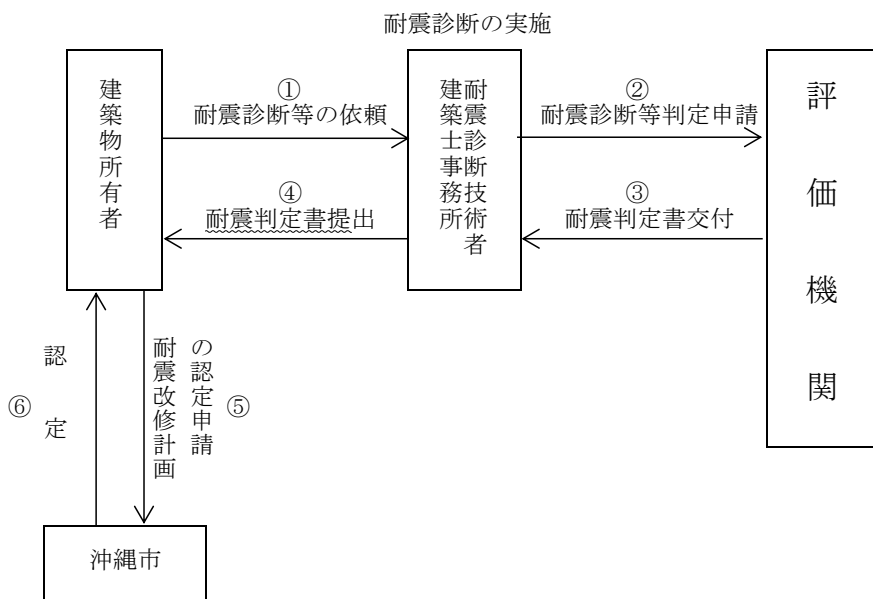
耐震診断及び耐震改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を位置づけており、実施機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び耐震改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 耐震診断評価機関の活用

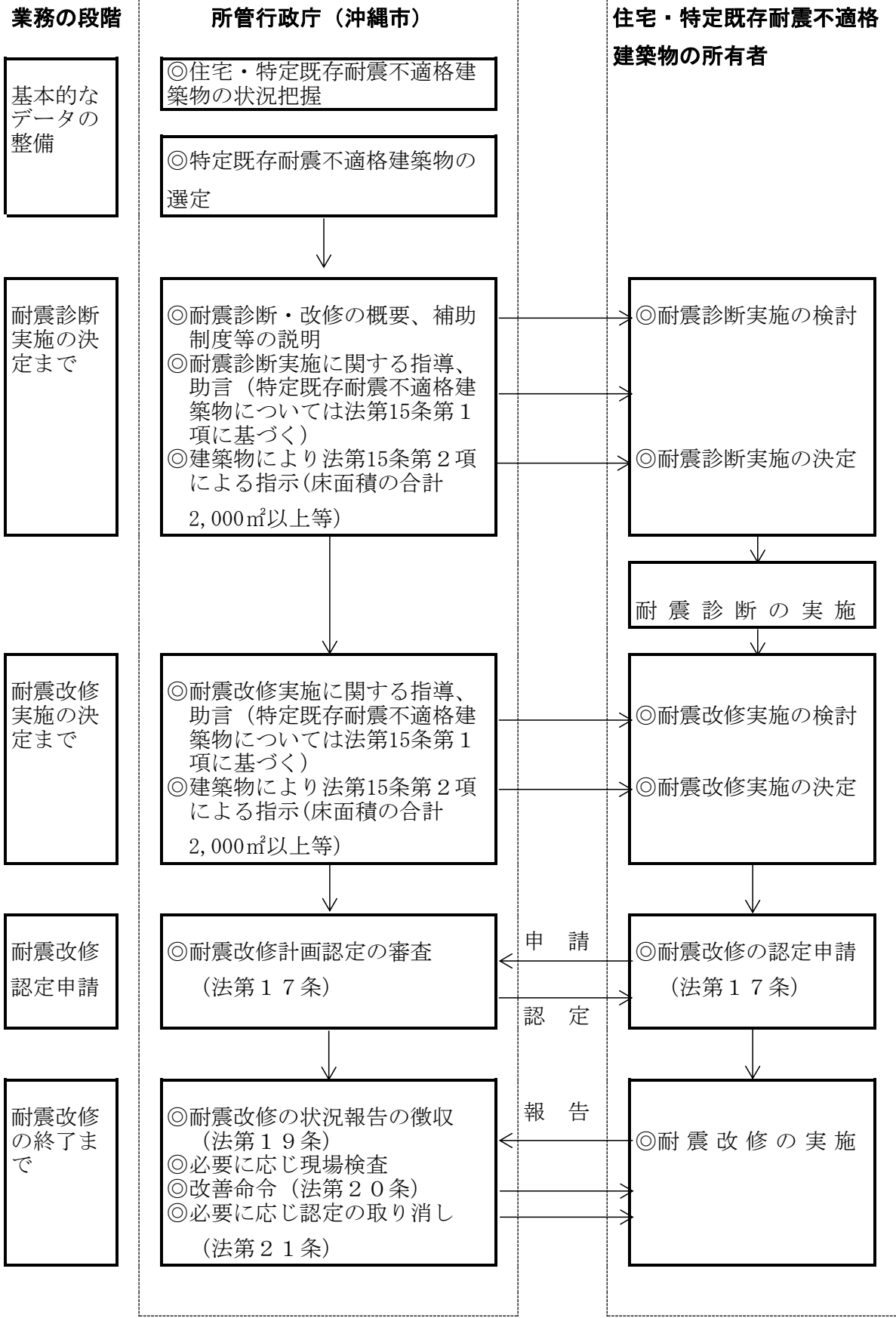
耐震診断及び改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を活用する。



実施体制のフロー



耐震改修計画の認定申請のフロー



※法：耐震改修促進法

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図

3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成

市は、県及び建築関係団体と連携して、耐震診断及び耐震改修に携わる技術者の育成を目的に育成講習会を開催する。

市は、県や建築関係団体と連携し、建築技術者に対し建築物の耐震診断及び耐震改修に関する育成講習会を開催する。また、講習会受講者の名簿を備え置き、一般市民の相談等に活用する。

3. 4 耐震化に係る助成及び支援

市は、現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成するよう努めるものとする。

住宅及び建築物の耐震化については多額な費用を要するが多いのが現状であり、耐震化の促進にあたっては、県と市が協力して支援を行う必要がある。

市においては、現行の耐震基準を満たさない要緊急安全確認大規模建築物を対象に、国の補助制度を積極的に活用し、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する補助制度を創設するよう努めるものとする。

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策について、建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、建物タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成17年8月）では、スポーツ施設において天井が落下し、多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や、避難・救助の妨げになった事例が数多くあった。

以上のことから、本市では、建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施、並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、市民に対し、講習会やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ、落下したが、幸い大惨事には至らなかった。しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになることが十分予測される。

以上のことから、本市では市民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布などにより周知することで、シーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、本市では既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者に対し、既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等の設置を行うよう周知することで安全確保について普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

本市では、地震の発生により崖崩れや擁壁倒壊による建築物への被害防止を軽減するため、擁壁の補修の推進及びがけ地近接等危険住宅移転事業などを活用するよう周知することで、敷地の安全性の確保に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 既存コンクリートブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生により耐震性を満たさないコンクリートブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や避難等に支障をきたした事例が数多くある。

本市では、コンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会の開催に努め、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行うことで技術者の育成を図ることとしている。

その他、市民に対して耐震性を満たさないコンクリートブロック塀の危険性を講習会やパンフレットの配布及びPR 動画の公開等により市民に周知し、倒壊防止の啓発に努め、また必要に応じて指導を行うものとする。

3. 6 その他、耐震化を促進するための取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化や敷地の安全性の確保等以外にも、総合的な取り組みを行う。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築物安全安心計画」に基づき、中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険への普及及び加入啓発に努めるものとする。

4. 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進するため、県、所管行政庁、市町村及び建築関係団体等は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本市における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修を総合的に推進するために、県、所管行政庁、その他の市町村及び建築関係団体等は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有公共建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- オ 耐震診断及び耐震改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 所管行政庁（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市）の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- オ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 所管行政庁以外の市町村の役割

- ア 市町村耐震改修促進計画の速やかな策定
- イ 耐震診断及び耐震改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市町村有公共建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の推進
- オ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成

(4) 建築関係団体の役割

- ア 県、市町村の耐震診断及び耐震改修の施策への協力
- イ 耐震診断及び耐震改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断及び耐震改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断及び耐震改修の調査、設計、工事の実施

5. 耐震化を促進するための指導や命令等

市は、耐震化を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導・助言など

市は、すべて特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震改修促進法第15条第1項に基づき必要な指導・助言を行うこととする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物については、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断及び耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由が無く、その指示に従わない場合は、同条第3項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

イ 指示の方法

必要な耐震診断及び耐震改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由がなく、耐震診断及び耐震改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で、市のホームページへの掲載等によりその旨を公表することとする。

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告及び命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4の規定において、建築物の敷地や構造等について、損傷、腐食その他の劣化に生じ、そのまま放置すれば保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の修繕、防腐措置等建築物等の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるとしている。

また、同法第10条においても、第6条第1項第1号に掲げる建築物または、階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにもかかわらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、市は速やかに当該建築物の指導、助言等を行い、必要に応じて除却、改修、修繕等を行うよう勧告及び命令等を行うこととする。

■ 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ1,000㎡以上	階数 1 以上かつ2,000㎡以上 階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上 階数 3 以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ1,000㎡以上		
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ1,000㎡以上	階数 2 以上かつ2,000㎡以上	階数 2 以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ500㎡以上	階数 2 以上かつ750㎡以上	階数 2 以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	